

平成25年度における京都市上下水道局職員の給与の額の特例に関する規程を公布する。

平成25年6月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第2号

平成25年度における京都市上下水道局職員の給与の額の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、平成25年度における職員(京都市上下水道局職員給与規程(以下「給与規程」という。)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員(地方公務員法第28条の4第1項及び第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。))に支給する給料及び地域手当の額について、給与規程の特例を定めるものとする。

(給料及び地域手当の額の特例)

第2条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における職員の給料及び地域手当の額は、給与規程の規定にかかわらず、給与規程の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 給与規程第5条第1項の給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級以上であるもの 100分の6.4
- (2) 給与規程第5条第1項の給料表の適用を受ける職員で職務の級が4級又は5級であるもの 100分の4.8
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の3.6

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

(上下水道局総務部職員課)